

葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会会議運営要領

令和 5 年 月 日
委員 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会設置要綱(令和 5 年 5 月 31 日付 5 葛福く第 16 号区長決裁) 第 11 条の規定に基づき、葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会の会議運営等に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の上限)

第 2 条 葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴は、上限をおおむね 10 名程度とし、それを超えた場合は、抽選により傍聴することができる者を決定する。

2 会議の傍聴を希望する者は、別に定める期日までに事務局まで申し込むものとする。

(会議開催の周知)

第 3 条 会議の開催については、葛飾区ホームページ、広報紙に掲載し周知するものとする。ただし、会議開催までに時間的余裕がないなどの理由がある場合は、この限りでない。

(傍聴人の入場)

第 4 条 事前の申し込みなく、当日に会議を傍聴する場合は、傍聴人名簿に住所及び氏名を記入してもらうものとする。

(傍聴することができない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他危険な物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) 拡声器、無線機、マイク、ラジオの類を携帯している者
- (5) 撮影や録音の目的をもって写真機、撮影機、録音機の類を携帯している者。ただし、委員長の許可を得た者を除く。
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 鉢巻き、たすき、腕章等を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は談話をしないこと。
- (6) 携帯電話等は、電源を切り使用しないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影又は録音の禁止)

第7条 傍聴人は、会議中、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、会議の傍聴について、会議の事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、この要領の規定に違反したことにより委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。この場合において、退場を命じられた者は、当日再び傍聴することはできない。

(その他)

第10条 その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って決定する。

付 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。